平成23年度草津市路上喫煙対策委員会(概要)

1. 日 時

平成23年7月26日(火) 10時00分~12時00分

2. 場 所

草津市役所 4 階 行政委員会室

3. 出席者

寺尾委員長、小林副委員長 岡座委員、北川委員、久保委員 駒井委員、仲野委員、平柿委員

4. 会 議

<開会>

○事務局

草津市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第3条第2項に基づき、本日は、委員8 名中7名の出席があり、会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、副委員長につきましては出席予定でございますので委員会を進行させていただきます。

・・・・・部長挨拶・・・・・

昨年度の委員会より委員の変更がございましたので、報告いたします。

・・・・・ 久保委員 自己紹介・・・・・

- 委員長 前回の委員会からの引き続きの議論にはなるが、本日の中心的な部分は ①マナースペースのあり方 ②禁止区域の拡大 ③罰則規定 ④今後の啓発 について議論を深めたいのでよろしくお願いします。まず、「路上喫煙対策の取組み と現状」について事務局より説明をお願いします。
- 委員 委員会が始まるまでに、お尋ねしますがこの委員会の委員選考はどのようにして されているのかお伺いします。委員会の中に喫煙者が1人しかいないのは喫煙者の 意見が反映されないのではないか。吸わない人の意見ばかりで、吸う人の意見が無 視されている。
- 事務局 本委員会の委員は8名ですが各関係団体から推薦いただいた方が6名出席いただいております。残りの2名については一般公募で喫煙者の立場から1名、非喫煙者の立場から1名出席いただいております。条例の目的を達成するために議論をいただくための委員会ですので、単純に喫煙者・非喫煙者ということだけで選んでいるのではない。
- 委員長 それは私が無視したということでしょうか。意見の取りまとめは議論次第である。 この委員会の委員の皆さんは意見を交わす中で、両者の意見をしっかりと判断でき

る方々だと考えている。委員会として一方的な意見ばかりだけでなく、両者の意見 を取り入れ、議事を進める。もちろん委員会として多数決を取ることもあります。

- 委員 委員のあり方というものを考えていただきたい。現在の状況で多数決が必要となれば意見が偏るのが確実であり、それが問題です。委員構成について事務局に再度 検討していただきたい。
- 事務局 委員構成についてはこの場で議論することではない。各委員については2年の任期として委嘱しています。そのため議論の状況によって委員を変更するということはできない。委員会は議論の場で、議論を集約していただくのが委員会の役割と考えている。
- 委員 前回の委員会に参加して議論を聞いていると、非喫煙者の意見のみが委員会の結 論になると思う。
- 委員長 それは議論次第である。少数意見だとしても優れた意見や納得できるような意見ならば、各委員の皆さんはしっかりと考えて判断できる委員が選ばれていると考えている。皆さんと意見を交わす中で様々な意見があって、議論の中で自分の考え方などを整理することも必要になる。両方の意見を取り入れ、両論併記も可能である。
- 委員 両方の意見を取り入れると言っても、喫煙者が1人しかいない状況では、この委員会の意見が喫煙者の意見も反映された形としてまとまらないと言っている。
- 委員長 副委員長も到着されましたので、議事を進めさせていただきます。
- 事務局 資料(本編・資料編)により説明
 - ・路上喫煙率の報告
 - ・前回委員会後の啓発活動の報告
 - ・マナースペースの現状、調査の報告
- 委員長 状況調査・マナースペースに関する説明でしたが各委員の方から、これまでの説明についてご意見をお願いします。
- 委員 1つは灰皿が見えないのでマナースペースを分かりやすく明記する、2つ目がパーテーションをマナースペースに設置する、3つ目がJR草津駅東口の南側とJR 南草津駅東口の南側にも灰皿を設置してほしいという3点を提案します。
- 委員長 資料にもあるが、調査結果によると南草津駅は比較的マナーを守られている状況 かと思う。

- 委員 マナースペースを目立たせるという意見には賛成です。草津駅西口は狭いので、 範囲を拡大するとか、別の場所に設置するという考えはどうですか。
- 委員 「マナースペース」という分かりにくい言葉ではなく「喫煙場所」とはっきり明 示してはどうか。一体マナースペースとはどういうものなのか。
- 事務局 路上喫煙禁止区域は喫煙をしてはいけない場所であるということを知ってもらい、 喫煙者としてのマナーを守ってもらうことを目的として設置し、マナースペースと 呼んでいる。
- 委員 私も喫煙スペースを増加してほしいという意見です。駅を出てからタバコに火を付けて、吸い殻を捨てる方が多い。大津では駅を出たところに啓発員が立っているが、草津ではそのような方が目立ってないのが残念である。
- 委員 マナースペースの問題は禁止区域を決める際に喫煙場所を設置するかしないかで 議論になった。当時は禁止区域の中に喫煙場所を置くべきではないという意見が多 かった中で、1度喫煙場所を設置して状況や様子を見てマナースペースについて判 断するという結論になったのです。タバコを吸ってはいけない場所の禁止区域の中 に置くということが間違っている。
- 委員長 確かにそのような議論をして現在のような形に至っている。マナースペースの増加や範囲の拡大、パーテーションの設置などの意見について事務局の考え方はどうですか。
- 事務局 喫煙者に対してマナースペース以外では絶対にダメですという啓発を進めるため に啓発の拠点として設置している。マナースペースへの案内の明示は工夫したいと 考えている。パーテーションの設置は難しく、他の方法を検討したいと考えている。 マナースペースの増設は、現状の改善を行うことで効果を見極め、判断するのが望ましい。
- 委員長 禁止区域の拡大や罰則規定の議論に移りたいと思います。事務局から説明をお願 いします。
- 事務局 資料(本編・資料編)により説明
 - 禁止区域の拡大について
 - ・罰則規定について
 - ・今後の啓発活動について
- 委員 禁止区域は現状のままでよい。拡大すれば喫煙場所の設置が必要になる。路上喫煙がダメなのか禁止区域内での喫煙がダメなのかということについてはどうですか。

- 委員長 初めにも説明がありましたが、禁止区域だけでなく、市内全域の公共的な場所での関連がダメということが原則です。禁止区域はもっと厳格にという意味です。
- 事務局 条例の目的が徹底されていない。禁止区域は特にダメだが区域外に出ると吸って もいいのだと思っている方もいるので、その部分の啓発が必要かと考えている。
- 委員 境界付近とか禁止区域を広げるとかいう話ではなく、市内全体にポイ捨てをしないように啓発が必要。
- 委員 禁止区域の拡大について具体的な場所があれば検討が必要だが、現状維持でいい。
- 委員 禁止区域については拡大・縮小したところでマナーの問題になるので、現状維持 で拡大・縮小の必要はない。罰則についても必要ない。しかし、灰皿は増やす方向 で検討いただきたい。夕方以降や週末の夜はタバコを吸う率が大きくなるはずです。
- 事務局 調査の方法については時間帯や頻度などを変え、分析を行い、結果を報告したい。
- 委員 禁止区域内に灰皿を置くことは原則ダメです。この委員会だけが路上喫煙対策に 取り組むのではなく、市民の取組みや企業の取組みが必要。そうすることで草津市 のマナーが向上すればいい。
- 委員長 禁止区域の範囲は現状のままで様子を見て、罰則を適用する必要はないという意見が多数です。マナースペースについては改善の余地がある。啓発が必要という話があったので、検討いただきたい。マナースペースを増やした方がいいという意見もあったが、マナースペースを増やすことが目的ではなくて、マナースペースは啓発の意味合いが大きいのでマナースペースを増やしていったらいいというわけではない。
- 事務局 マナースペースの改善を進めてマナースペースを機能させていきたい。設置の可能性について調査し、検討して次回に検討結果を報告したい。
- 委員 現状を改善してという意見でしたので、1か所・2か所増やすことは絶対反対で す。改善するという方向で進めてもらいたい。
- 委員長 次回委員会については、意見書の作成を予定していますので、今日の議論を含めて委員会の方向性を決めていきたいと思っています。本日はご議論いただきまして、ありがとうございました。 これで、今回の草津市路上喫煙対策委員会を終了させていただきます。